

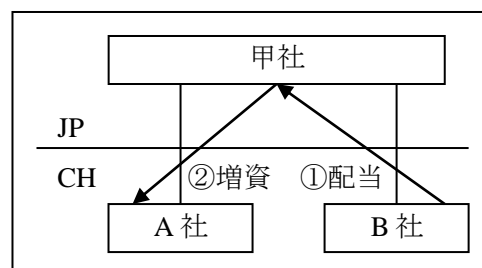
中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国企業の未処分利益による再投資の優遇措置

1. 事例

日本法人甲社は、その100%中国子会社A社に対して増資を行う予定であり、その増資資金を他の中国子会社であるB社からの配当で調達することを検討しています。

通常であれば、甲社はB社より100の配当を受け取る際、中国で配当の10%に相当する企業所得税を納付する必要があり、B社に90の増資しかできませんが、2017年以降、中国の大型減税措置の一環として、一定の条件を満たす外資の未処分利益による再投資に対して、優遇措置が設けられています。



2. 優遇措置の適用

(1) 概要

2017年12月21日、中国国家税務総局は、「国外投資家の配当利益による直接投資に対する暫定的な源泉所得税不徴収政策の問題に関する通達」（財税〔2017〕88号、以下「88号通達」という）を公布しました。

88号通達により、外国投資家が中国国内企業の未処分利益を用いて、他の中国国内企業（上場会社を除く）の新設、増資または出資の購入などの直接投資（以下、「再投資」という）をする場合、当該国内企業の未処分利益からの配当にかかる企業所得税を源泉徴収しないこととしています。

かつ、上記再投資の原資となる配当資金は、外国の投資者に送金する必要がなく、直接再投資先の口座に振り込むことができるようになっています。

(2) 優遇措置の具体的効果

本件の場合、甲社における優遇措置の適用前後の課税関係は、次のように比較できます。

	適用前	適用後
B社からの配当金額	100	100
甲社納付企業所得税	10	0
手取り配当金額	90	100
A社への再投資金額	① B社 → 甲社へ送金 ② 甲社 → A社へ送金	B社 → A社へ送金

88号通達の公布段階では、再投資するプロジェクトは奨励類に限定されていましたが、2018年に公布された財税〔2018〕102号通達により、奨励類から禁止類以外のプロジェクトに拡大されています。つまり、B社の事業内容が外資投資の禁止項目に該当しなければ、優遇措置を適用することができます。

(3) 譲渡等の税金追徴

88号通達は、外国投資者による中国国内の再投資を促進するものであり、当該再投資資金が海外に流出した場合の優遇措置の打ち切り措置も合わせて設けています。

具体的には、優遇措置を享受した外国投資者は、その後再投資した中国企業を清算した場合、またはその出資を譲渡した場合は、88号通達第7条により、その清算の残余財産または出資の譲渡代金を受け取った日より7日以内に、所轄税務当局に申告をし、88号通達により免除された企業所得税を納付しなければなりません。

お見逃しなく！

88号通達に規定されている優遇措置は、2017年1月1日に遡って施行されます。適用条件を満たしているにもかかわらず、適用を受けなかった企業は、配当にかかる税金の納付日から3年以内に、優遇措置の申請を行えば、企業所得税の還付を受けることができます。